

＝ 6月は環境月間です ＝

☆県での取り組み

☆町での取り組み

(1) 実施期間

平成15年6月1日(日)

平成15年6月30日(月)

(2) 行事

① 町内一斉美化作業の日

6月1日(日)

※黒石団地区は

6月8日(日)

一斉美化作業

② 畜産施設の点検指導

8月に実施予定

③ 屋内一斉消毒

6月～9月随時実施

④ 不法投棄パトロール

6月中に随時実施

⑤ 河川清掃

8月実施予定

⑥ 花いっぱい運動(公園等)

6月中に実施予定

1 趣旨 平成15年度熊本県環境月間実施要領

今日、優れた環境は、活力溢れる地域づくりや持続的発展が可能なまちづくりの基盤であり、人々が安心して生活できる暮らしの源泉です。

その大切な環境を守り育てるには、今日的課題であるさまざまな環境問題に対する解決をめざし、わたしたちのライフスタイルや事業活動の在り方を見直し、地球温暖化、酸性雨などの地球規模の問題から、廃棄物・リサイクル対策、エネルギーの浪費などの身近な問題に至るまで、県民一人一人がその重要性を認識し、地域住民が一体となって様々な環境保全活動を展開していくことが必要不可欠です。熊本県では、環境月間のテーマである「はじめています。地球にやさしい新生活」を具体化する取り組みとして、これまでの暮らしやライフスタイルを見直すために「百万人のキャンドルナイトの日」を呼びかけることとしました。

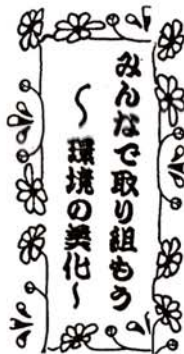
環境保全の推進のためには、住民総参加の活動を継続して実施することが大変重要であり、平成15年度も下記の方針により、「熊本県環境月間」を設定し、県下各地で優れた環境づくりのための様々な取り組みを行うこととします。

2 実施方針

- (1) テーマ 「はじめています。地球にやさしい新生活」
- (2) 環境月間 平成15年6月1日(日)～平成15年6月30日(月)
- (3) 県民環境美化行動の日 平成15年6月1日(日)
- (4) 百万人のキャンドルナイトの日 平成15年6月22日(日)～夏至の日 午後8時から10時までの2時間、

みんなでいっせいに電気を消しましょう！

熊本県環境生活部環境政策課



発行所 黒石団地区事務所
代表者 黒石団地区長
電話

今回は環境月間に
ついでの
お知らせです

(3) 環境月間中の清掃施設開放日

- ① 6月1日(日) 午前8時00分～午前11時30分
- ② 6月7日(土) 午前8時00分～午前11時30分
- ③ 6月8日(日) 午前8時00分～午前11時30分
- ④ 6月14日(土) 午前8時00分～午前11時30分

(4) 開放施設の連絡先

- ① 東部清掃工場 (大津町古城 1046-2 ☎ 096-293-5245)
- ② 環境美化センター (大津町大津 115 ☎ 096-293-1222)

※ 休日開放日に搬入するごみは、清掃美化作業による「ごみ」だけです。搬入の際は、可燃ごみを東部清掃工場へ、資源・埋立ごみを環境美化センターへ搬入してください。(分別の徹底をおねがいします)

◎ごみの不法投棄について <平成14年度>

1. 西合志町における不法投棄の現状

- ステーションへの投棄 (頻繁)
- 山林への投棄 (8件)
- 河川への投棄 (3件)
- 警察署へ届け出たもの (2件)
- 始末書を提出させたもの (1件)
- 勧告を通知したものの (1件)

◎ 周辺町の対応

合志町・・・月1回夜間パトロール(撤去費用の予算化)
泗水町・・・

大津町・・・町消防団に依頼(消防積載車に助成、処分は委託業者)
菊陽町・・・環境美化推進員が定期的にパトロール

「各町とも対応に苦慮されている。現行犯で検挙するのは不可能に近い。したがって、証拠書類を見つけ出し、警察へ連絡している。投棄者がわからない場合は、町の方で処分せざるを得ない状況である。」

2. 法的根拠

◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

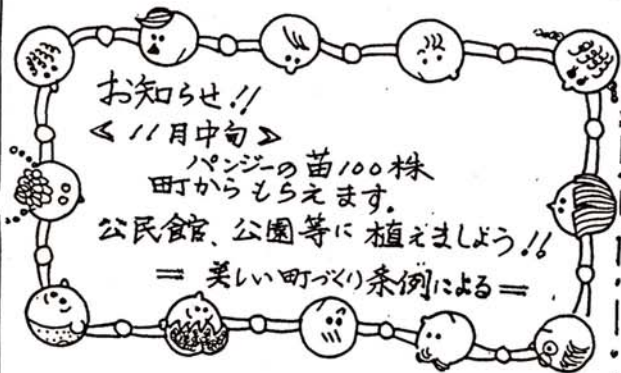
- 第16条(投棄禁止) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
- 第25条8項(罰則) 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(条文) 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

◎ 西合志町美しい町づくり条例

- 第4条2項 住民等は、廃棄物の投棄及び自動車等を放置してはならない。(住民等の協力、責務)
- 第7条(禁止行為) 何人も、公共的な場所等及び他人の所有土地に廃棄物を投棄し、又は自動車等を放置してはならない。

その他、(通報)(立入調査)(撤去勧告)(現状回復)(撤去命令)等がある。



今後の取り組み

町広報誌への掲載や区長回覧等を通して周知を徹底するとともに、町職員とリサイクル推進員及び各区長との連携を図りながら、不法投棄のない美しい町づくりに邁進していきたい。更には、出来る範囲でパトロールを強化し、保健所や警察との協力体制を密にしていきたい。(裏面へ続く)

埋立ごみ収集袋への記名徹底について

- 1. 取り決め
 - ◎ 五ヶ町で組織する菊池南部清掃組合のごみ分別委員会で、平成15年4月1日より、埋立ごみの収集袋について記名して出すよう決定した。
- 2. 現状
 - ◎ 施行日から1ヶ月半経過し、ステーションへ搬出されている状況を把握したところ、3割程度の記名率であった。ごみの分別方法や搬出の仕方は益々、複雑化、多様化しており、周知が十分でなかったと反省をしているところだが、リサイクル推進員には、自治会の住民に対し、ご理解をいただけるよう周知を図っていただきたい。(例えば、自治会の集会の席で今一度説明をする等、周知を図るのに方法はあると思われる。)
- 3. 今後
 - ◎ 7月まで推移を見ながら、周知を徹底したい。記名率が上がらないようであれば、何らかの措置を取らざるを得ない(菊陽町では、記名なき袋については、収集しないようにしている。物は、環境美化推進員が一時的保管し、記名するよう呼びかけている)

★ 黒石団地区での取り組み

一斉美化作業

- 1. 日時 平成15年6月8日(日)
 - 午前 7:30 ~ 午前 9:30

2. 作業内容

- ① 公園内の樹木の剪定 及び 除草
- ② ごみ収集場所の整美(備)
- ③ 道路にはみだしている庭木の剪定 及び 除草

3. 廃棄物の処理

(6/8(日) 午前8:00~午前11:30まで)
 ※ 次の要領によって処理する。
 下記の事項を守って下さるようご協力お願いします。

- ① 開放日の搬入ごみは、清掃美化作業による『ごみ』だけであり、個人の家などのごみは、搬入できません。
- ② 可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみの分別の徹底をお願いします。
- ③ 可燃ごみは、東部清掃工場へ
- ④ 資源ごみ及び埋立ごみは、環境美化センターへ搬入して下さい。
- ⑤ ごみ搬入については、東部清掃工場、環境美化センターの受付に備えてあります、別紙の【ごみ処分手数料免除申請書】に搬入者の住所、氏名等を記入して下さい。

※ なお、当日は1人の職員で対応しますので職員の指示に従って搬入して下さい。

環境フェアへの参加について

- 1. 日時 平成15年8月17日(日)
 - 午前8時30分~正午
- 2. 場所 合志町総合センター「ヴィーブル」
- 3. 主催 菊池南部清掃組合外関係町5町
- 4. 開催名 菊池南部管内環境フェア
- 5. 催事

- ◎ 合志中学校吹奏楽部による演奏(30分程度)
- ◎ 環境省・環境カウンセラー小林修氏による講演会(演題は暮らしの中のごみと環境、子供向け含む)
- ◎ 関係町及び組合からの商品支給
 - 組合(自転車のくじ引き・各町に5台ずつ)
(コココーラの販売依頼)
(ペットボトル150本用意)
(チップー・シュレッダー車のデモ)
 - 大津(ホンダ自動車・無公害車の展示依頼)
 - 菊陽(Pボトルのリサイクル・石鹸作り体験)
 - 合志(電動生ごみ処理機の展示)
 - 泗水(無農薬野菜の出品、フリーマーケット)
 - 西合志(植物性油使用の車の展示及び試行)

6. 動員

- ◎ 開催地(合志町200人) 外四町100人

4 その他の連絡

- (1) 当日、雨天の場合は次週の日曜日順延(マイクで放送する。)
- (2) 美化作業に準備するものは
(カマ・鋸・剪定バサミ・スコップ
ボール・ゴミ袋)
- (3) 作業の服装は
(帽子・長袖のシャツ・手袋)
- (4) 怪我及び虫刺され通院した場合
は早く連絡してください。
(ボランティア保険 通院1日

2,000円 入院1日 3,000円)